


所管部課	市民部 産業振興課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市市民農園条例の一部を改正する条例について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市市民農園条例施行規則		
	部課機関			
<p>1 要旨</p> <p>山王市民農園の土地所有者からの申し出により市民農園用地を返還することに伴い、「東大和市市民農園条例」の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>東大和市市民農園条例の別表第1は、市民農園の名称及び位置について定めるものであるが、このうち山王市民農園の項を削る。</p> <p>別表第2は、市民農園の名称、区画及び使用料について定めるものであるが、このうち山王市民農園を削除する。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>この条例は、平成31年2月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>市民農園の区画数が減少することについては、市民のニーズを確認しながら調整を図る必要がある。</p>				
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>条例の案文については、文書課において審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし。</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>平成30年第4回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。